

第 64 回 小松市都市計画審議会 < 議 事 要 旨 >

開催日時	平成 25 年 3 月 15 日(金) 午後 1:30 ～ 2:20	
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室	
出席委員	和田衛委員、高見健次郎委員、西沢耕一委員、馬場先恵子委員、円地仁志委員、北出隆一委員、竹村裕樹委員（代理宮田政佳都市施設課長）、竹田源太郎委員、酒井恵美子委員、綾美寿恵委員、北村澄江委員（出席委員／11 名）	
欠席委員	森俊偉委員	（欠席委員／1 名）

1. 議案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号 小松能美都市計画区域の変更について (石川県指定) ・ 議案第 2 号 小松都市計画下水道の変更について (小松市決定) ・ 議案第 3 号 小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について ・ 議案第 4 号 小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について ・ 議案第 5 号 小松市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について ・ 議案第 6 号 小松都市計画特別用途地区の変更について (小松市決定) ・ 議案第 7 号 小松都市計画高度利用地区の変更について (小松市決定) ・ 議案第 8 号 小松都市計画防火地域及び準防火地域の変更について (小松市決定) ・ 議案第 9 号 小松都市計画市街地再開発促進区域の変更について (小松市決定) ・ 議案第 10 号 小松都市計画都市高速鉄道の変更について (石川県決定) ・ 議案第 11 号 小松都市計画駐車場の変更について (小松市決定) ・ 議案第 12 号 小松都市計画公園の変更について (石川県決定) ・ 議案第 13 号 小松都市計画公園の変更について (小松市決定) ・ 議案第 14 号 小松都市計画緑地の変更について (小松市決定) ・ 議案第 15 号 小松都市計画汚物処理場の変更について (小松市決定) ・ 議案第 16 号 小松都市計画ごみ処理場の変更について (小松市決定) ・ 議案第 17 号 小松都市計画河川の変更について (石川県決定) ・ 議案第 18 号 小松都市計画市場の変更について (小松市決定) ・ 議案第 19 号 小松都市計画火葬場の変更について (小松市決定)
-------	---

<p>2. 審議事項 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 20 号 小松都市計画土地区画整理事業の変更について (小松市決定) ・ 議案第 21 号 小松都市計画下水道の変更について (石川県決定) ・ 議案第 1 号「小松能美都市計画区域の変更について」(石川県指定) <ul style="list-style-type: none"> ＜事務局より議案説明(概要)＞ 小松能美都市計画区域は、小松市と旧根上町、旧寺井町を一体として整備開発する必要性から、昭和 46 年 2 月に指定されている。平成 17 年 2 月に能美市が誕生したことに伴い、能美市には、小松能美都市計画区域と辰口都市計画区域の 2 つの都市計画区域が併存することになった。能美市と石川県が能美市単独の都市計画区域とする方針を示したことから、今回、小松能美都市計画区域が再編され、小松市においては、従前の小松能美都市計画区域のうち小松市内の土地 12,759ha を小松都市計画区域とする。今後は、石川県都市計画審議会での審議後、国土交通大臣協議を経て 5 月下旬に指定の公告がなされる予定となる。 (意見、質問なし)
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見がないようなので、原案どおり指定をすることによってよろしいか。 (異議なし) ・ 異議なしとのことから、全会一致で、本件は原案どおり指定することにする。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 2 号「小松都市計画下水道の変更について」(小松市決定) <ul style="list-style-type: none"> ＜事務局より議案説明(概要)＞ 都市計画の変更について、1 点目は、都市計画区域の変更に伴う都市計画下水道の名称の変更を行う。2 点目は、その他施設の小松市中央浄化センターの面積変更を行う。小松市中央浄化センターは、小松基地の騒音対策として昭和 42 年から実施された鶴ヶ島町集団移転によって生じた土地を使用して計画された。計画に際し、処理場計画用地に隣接し集団移転に参加しない地権者との協議により緩衝緑地帯の設置が必要となり緩衝緑地帯を加えた約 36,500 m²の都市計画決定を行った。その後、地権者が個人移転を行い周辺に住宅がなくなったため、緩衝緑地帯は不要となったことから、計画決定面積を縮小する。小松市中央浄化センター36,500 m²のうち緩衝緑地 2,400 m²を廃止し 34,100 m²とする。平成 25 年 2 月 22 日から平成 25 年 3 月 8 日の 2 週間、計画案の縦覧を行い、意見書の提出はなかった。 (意見、質問なし)
<p>会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問がないようなので、議案第 2 号について、原案どおり承認することに、異議はないか。 (異議なし) ・ それでは、異議なしということなので、原案どおり承認することと

事務局

する。

- ・ 議案第 3 号「小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について」
- ・ 議案第 4 号「小松市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について」
- ・ 議案第 5 号「小松市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について」

＜事務局より議案説明（概要）＞

3 議案とも建築基準法第 51 条ただし書きによる案件となる。建築基準法第 51 条は、卸売市場や火葬場、汚物処理場やごみ焼却場などの施設は周辺の環境に影響を及ぼす恐れがあるため、これらの施設の配置は原則として都市計画による位置の決定を受けた場所に限られることを定めている。例外措置として特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるものは、許可できている。

議案第 3 号の浜佐美町のがれき破碎施設については、小松市が特定行政庁となる。議案第 4 号の二ツ梨町の木くず破碎施設については、敷地が加賀市と小松市に跨っており、敷地の大半が加賀市であることから石川県が特定行政庁となる。この 2 議案については、産業廃棄物であるため、都市計画上の支障の有無について、石川県都市計画審議会の議を経る必要があり、小松市の意見として本審議会に意見を伺う。議案第 5 号の浮柳町の紙くず・金属くずの圧縮施設については、一般廃棄物であり、小松市都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるものについては、許可できる。今回の審議案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に該当する、いずれも 1 日あたりの処理能力が 5 t 以上のため許可が必要となる。

議案第 3 号について、名称は「株式会社 中部資源再開発」、申請地の位置は「小松市浜佐美町乙 198 番 1、206 番 1」、地目は「雑種地」、敷地面積は 6,211 m²、主要用途は「がれき類の破碎施設」でコンクリート、アスファルトコンクリートの破碎を行う施設である。処理能力は 1 日最大 1,243 t である。建設理由として、(株)中部資源再開発は、平成 13 年より金沢市を本社とし、県内 8ヶ所でリサイクル処理施設を営んでおり、今回、南加賀圏域で業務拡大するためのがれき類の破碎施設を新設するものである。

申請地は、小松飛行場に近隣しているため付近に住宅等がなく、また、平成 8 年から平成 22 年まで旧小松建設(株)ががれき類の破碎を行っていた場所であり、都市計画区域内の市街化調整区域に位置する。

周辺は、北東に小松飛行場、北側に工業団地、南側に片山津ゴルフ場があり、付近には建築物はない。車両の搬入ルートは、主要地方道小松加賀線（幅員 16m）から市道佐美浜佐美線を通るルー

トとなる。市道佐美浜佐美線に面して南側の隣接地は片山津ゴルフ場、黄色で囲った場所（北側）が、平成 14 年に本審査会で意見を伺い、石川県都市計画審議会の議を経て 51 条許可をした廃タイヤの破碎処理施設である。

配置としては、前面道路は幅員 7.4m の市道佐美浜佐美線に面しており、建築物は管理事務所を新築する。作業の流れは、がれき類の排出業者が進入口より入りストックヤードで保管する。破碎施設にて処理を行い再生骨材として再利用される。破碎施設は、現状敷地が高さ 5m くぼんでおり、その場所に破碎機を設置する計画となる。道路に沿って植栽を設け、隣地については平地の部分に植栽及び防音フェンスを設置する計画である。

建築物は、管理事務所を新築する。鉄骨造平屋建、高さ 3.3m 延べ床面積 24.84 m²。

旧小松建設(株)ががれき破碎を行っていた場所で、ほぼ現状のまま使用する計画だが、隣地側及び道路沿いに防音フェンス及び植栽をする計画となっている。

議案第 4 号について、名称は「有限会社 セクター」、申請地の位置は「小松市二ツ梨町ト 55 番外 4 筆、加賀市打越町ソ 1 番外 13 筆」、地目は「宅地、雑種地」、敷地面積は 6,145 m²、主要用途は「木くずの破碎施設」。処理能力は 1 日最大 114 t、50 t の 2 基である。建設理由として、(有)セクターは、平成 16 年より現在地で木くずの破碎処理施設を営んでいる。現在の破碎施設の老朽化に伴い、破碎施設を新設するものである。

申請地は、加賀市と小松市に跨る区域であり、国道 305 号に近く、近隣は住宅等がなく、敷地の大半は加賀市となる。周辺には北側、西側にコンクリートなどがれき類の破碎する産業廃棄物処理施設があり、事業系の建物が立ち並んでいる。

配置として、前面道路は幅員 6m の位置指定道路に面しており、建築物は今回の計画に合わせ既存の倉庫、事務所、ストックヤードを残しあとは解体し、新設する破碎施設に付属してストックヤードを新築する。作業の流れは、国道 305 号より位置指定道路を通過して、木くずの排出業者が進入口より入りストックヤードで保管する。破碎施設にて処理を行い木材チップとし主にボイラー燃料として再利用する。新設の破碎施設に沿って隣地側に防音フェンス及び緑地を設置する計画となる。

鉄骨造平屋建、高さ 6.6m、延床面積 35.10 m²である。

議案第 5 号について、名称は「株式会社 中部資源再開発」、申請地の位置は「小松市浮柳町ソ 223 番外 22 筆」、地目は「宅地、雑種地」、敷地面積は 4,118 m²、主要用途は「ゴミ処理施設」、紙くずの圧縮梱包処理施設であり、処理能力は 1 日最大 33 t、金属くずの圧縮梱包処理施設で処理能力は 1 日最大 66 t である。建設理由として、(株)中部資源再開発は、今回、南加賀圏域で業務拡大するために紙くず、金属くずの圧縮施設を新設するものである。

	<p>申請地は、旧津田建設(株)が昭和 63 年に事務所、倉庫を新築し、平成 8 年から平成 21 年までがれき類、ガラスくずの破砕、紙くず木くずの焼却を行っていた場所であり、都市計画区域内の市街化調整区域に位置する。</p> <p>位置は、J R 小松駅から西へ 2.5km 離れた、国道 360 号に面した区域であり、国道 360 号に面し、周辺には東側に前川、資材置き場、事業所が立ち並んでいる。</p> <p>建築物は、既存建築物をそのまま利用する計画である。道路側に事務所があり、倉庫・作業場に圧縮機を設置する。作業の流れは、紙くず、金属くずの排出業者が国道 360 号から進入口より入りストックヤードで保管する。空き缶は選別機でアルミ缶とスチール缶に選別し圧縮梱包し、再生事業者に売却する。既存で防音壁が配置されおり、今回、新たに西側隣地と道路側に沿って緑地を設置する計画である。</p> <p>以上 3 議案とも、石川県廃棄物対策課と協議をしており、今回の計画に伴う騒音・振動・大気質・悪臭・水質などの生活環境影響調査を行い、「石川県廃棄物適正処理指導要綱による事前審査終了通知を受けている。また小松市環境推進課と「公害防止協定」を締結している。また、隣接する利害関係人の同意、近隣町内会・生産組合の同意も得ている。</p> <p>(議案第 3 号・・・意見、質問なし)</p> <p>会長 ・意見がないようなので、都市計画上支障なしとしたいと思うが、異議はないか。 (異議なし) ・異議なしということなので、第 3 号議案については、都市計画上支障なしとする。</p> <p>(議案第 4 号・・・意見、質問及び事務局回答)</p> <p>委員 ・3、4、5 号とも、地元の町内会あるいは生産組合、それから用地買収するのであれば地権者の許可はどうなっているのか。</p> <p>事務局 ・近隣町内会、周辺 500m 内の町内会、生産組合の同意を義務付けており、それは全て頂いている。今の(有)セクターに関しては、加賀市の打越町、箱宮町、高塚町、小松市においては矢田野町、二ツ梨町の生産組合と町内会の同意を得ている。</p> <p>会長 ・議案第 4 号、二ツ梨町の施設についての質問がその他にないので、都市計画上支障がないとしてよいか。 (異議なし) ・第 4 号議案を議決する。 (議案第 5 号・・・意見、質問なし) ・意見がないようなので、都市計画上支障がないとしてよいか。 (異議なし) ・都市計画上支障なしとする。</p> <p>・議案第 6 号「小松都市計画特別用途地区の変更について」(小松市決</p>
--	--

	<p>定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第 7 号「小松都市計画高度利用地区の変更について」(小松市決定) ・議案第 8 号「小松都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」(小松市決定) ・議案第 9 号「小松都市計画市街地再開発促進区域の変更について」(小松市決定) ・議案第 10 号「小松都市計画都市高速鉄道の変更について」(石川県決定) ・議案第 11 号「小松都市計画駐車場の変更について」(小松市決定) ・議案第 12 号「小松都市計画公園の変更について」(石川県決定) ・議案第 13 号「小松都市計画公園の変更について」(小松市決定) ・議案第 14 号「小松都市計画緑地の変更について」(小松市決定) ・議案第 15 号「小松都市計画汚物処理場の変更について」(小松市決定) ・議案第 16 号「小松都市計画ごみ処理場の変更について」(小松市決定) ・議案第 17 号「小松都市計画河川の変更について」(石川県決定) ・議案第 18 号「小松都市計画市場の変更について」(小松市決定) ・議案第 19 号「小松都市計画火葬場の変更について」(小松市決定) ・議案第 20 号「小松都市計画土地区画整理事業の変更について」(小松市決定) ・議案第 21 号「小松都市計画下水道の変更について」(石川県決定)
事務局	<p>＜事務局より議案説明（概要）＞</p> <p>議案第 6 号から議案第 21 号について、一括して説明する。今回、小松能美都市計画区域が再編され、小松市の区域が小松都市計画区域となることに伴い、小松市において都市計画決定されている全てのものの名称の変更が必要となる。議案第 6 号では小松能美都市計画特別用途地区が小松都市計画特別用途地区となるように高度利用地区、防火地域及び準防火地域、市街地再開発促進区域、都市高速鉄道、駐車場、公園、緑地、汚物処理場、ごみ処理場、河川、市場、火葬場、土地区画整理事業、下水道についても名称が変更となる。また名称の変更に合わせて語句の修正も行う。なお、都市計画道路の名称の変更については、次回に延期する。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この件に関して、異議はないか。 <p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見がなければ、名称変更のみであるため、原案どおり承認する。
会長 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議案の全体について、意見、質問はあるか。 ・既に決議された後だが、確認的な質問をしたい。3 号、4 号、5 号は中間処理施設であるが、特にこの施設をすることによって、有害物質が発生するとか、土壌とか大気、水質を汚染する物質が流れ出る

事務局	<p>とか、そういうことはないということによいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境影響調査というものが県の廃棄物対策課、環境の方で事前審査を終えているため、それは問題ないと思う。
会長 委員	<ul style="list-style-type: none"> 他にあるか。 名前の使い方について教えてもらいたい。建築基準法第 51 条に色々書いてあるが、廃棄物処理施設とか書いてあるものと、ごみ処理施設と書いてあるものがあるが、これはどのように理解したらよいか。ごみと廃棄物の違い。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第 51 条にある「政令で定める処理施設の用途に供する建築物」の政令は建築基準法施行令ということになる。そこで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 5 条 1 項のごみ処理施設という定義がされている。一般的に家庭ごみであるとか、そういうものについては、大きく括ってごみ処理施設という言い方をしている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物とごみとはどう違うのかということ。先程、産業廃棄物という言葉と一般廃棄物という言葉を使い、そしてごみという言葉もあり、全て廃棄物処理施設、ごみ処理施設ということになっているが、その辺りはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の中にごみ処理施設が含まれるという認識をしてもらえばよい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ということは、産業廃棄物のごみではないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そうである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ごみは一般廃棄物とイコールではないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そうである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の方がごみより大きい括りということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そうである。大きく廃棄物という括りの中に、産業廃棄物と一般廃棄物という分かれ方をしており、産業廃棄物は先程のがれき、木くず、汚泥など 21 種類あるが、それ以外を一般廃棄物と呼んでいる。その一般廃棄物の中に 51 条の対象となるごみ処理施設があるということである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> では、一般廃棄物の中にごみではないものは何か。再利用とかそういうものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境部局に聞かないとわからないので、また改めて回答するということによいか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> お願いしたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> この件は、そういうことでお願いします。